

いのちとくらしをまもる
防 災 減 災令和7年5月22日
山形地方気象台

山形県の洪水警報・注意報の基準変更について

山形県の洪水警報・注意報について、令和7年5月29日（木）に発表基準を変更します。

山形県内の一部河川について、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）の流路を実態に合わせて修正し、それを基に再計算した流域雨量指数・表面雨量指数と災害の関係から県内全市町村の洪水警報・注意報の基準を見直し、一部の市町村で変更します。

今般の基準変更で、より適切なタイミングで市町村に該当する警報・注意報を発表することが可能となり、市町村における防災対応をよりの確に支援できるよう改善します。

1. 洪水警報・注意報の発表基準を変更する市町村

山形市、鶴岡市、酒田市、新庄市、上山市、村山市、尾花沢市、南陽市、山辺町、中山町、河北町、西川町、朝日町、大江町、舟形町、真室川町、高畠町、小国町、三川町、庄内町、遊佐町、鮭川村、戸沢村

（計 23市町村）

2. 変更日時

令和7年5月29日（木）13時

3. 補足

新しい基準は、令和7年5月29日（木）13時以降、気象庁ホームページで公表します。また、今回の基準変更は、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）に反映します。

（1）警報・注意報発表基準一覧表（山形県）

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/yamagata.html>

（2）洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood/>

問い合わせ先：山形地方気象台 水害対策気象官 會田
電話：023-622-0632（平日）